
茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

令和5年2月6日

茅ヶ崎市

1. 入札説明書に対する質問への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-------|-----|--------|--|--------------------------------|
| 1 | 29 | 別紙1 | 用語の定義 | | 入札説明書等 | 「…入札公告時に公表する…」と定義されていますが、これらの書類は入札公告後に修正・変更されることが多々ありますので、「その後の修正・変更を含む」という理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告後に修正・変更された場合には、お見込みのとおりです。 |

2. 要求水準書に対する質問への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-------------|--------------------------|--|--|
| 1 | 6 | 第1章 | 3 | (1)ケ (ア) | 敷地の範囲・工事範囲 ・業務範囲の所掌区分 | 市環境事業センター敷地の南西角のフェンス擁壁の整備に伴う舗装範囲の決定は、境界確定業務が必要になると思われますが、当該業務については本事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。また、資料を受領することは可能でしょうか。 | 敷地境界については、道路境界及び河川境界とも確定しています。また、要求水準書に記載のとおり、添付資料1に示す南西部分については、市環境事業センター敷地となります。 当該部分のフェンス等の整備に伴う、舗装に関する道路管理者及び河川管理者との協議（立会い等を含む）については、本件事業の業務範囲となります。 |
| 2 | 6 | 第1章 | 3 | (1)ケ (イ) | 工事範囲 | 本件事業に伴う雨水貯留浸透施設の必要容量は敷地全体を対象としてよろしいでしょうか。また、本件対象外の各施設の雨水排水系統及び本建設用地外の雨水排水系統の整備は、本建設用地内に接続用の雨水樹の設置までを事業範囲とし、それ以外は事業対象外としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 詳細は、要求水準書「第2 1 (2) キ (ウ) a排水施設 (23条)」を参照してください。 |
| 3 | 6 | 第1章 | 3 | (1)ケ (イ) | 工事範囲 | 給水の引き込みについて、南側道路の給水本管の径が50Aと細く末端で、現状の埋設本管からの引込が難しい可能性がある為、東側道路から、別途給水本管を単独延長をする計画と想定してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 6 | 第1章 | 3 | (1)ケ (イ) | 工事範囲 | 工事中の建設事務所、工事車両、資材置き場、施工者駐車場など、建設用地を活用してよろしいでしょうか。またそれ以外にも貴市が所有する敷地を貸与頂くことは可能でしょうか。 具体的には、建設用地内に、建設工事に従事する事業者の事務所エリア、会議スペースが確保できません。環境事業センターの建設工事以外の場所に、仮設事務所及び会議スペースを貸与頂くことは可能でしょうか。 また、貸与いただける場合は、面積、有償・無償の別、（有償の場合は、事業者が負担すべき価額の算出方法）をご教示願います。 あわせて、環境事業センター内に会議スペースがあれば、月2回程度開催予定の貴市との定例会議、設計・施工分科会等の会議のために使用することが可能か、ご教示願います。 | 提案を受けた上で、可否を含めて受注者との協議により決定します。 また、事業センターの会議室については、見学者対応等、利用が多い状況ですが、利用のない時であれば、使用可能です。 ただし、利用にあたっては都度確認、調整してください。 |
| 5 | 9 | 第2章 | 1 | (1)ウ (ウ) | 建設事業者の業務概要 | 茅ヶ崎市への建築確認に伴う、計画通知、中間検査、仮使用申請及び完了検査申請については、費用が発生するのでしょうか。 | 計画通知（構造計算適合性判定及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関に依頼する場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定は除く）、中間検査、仮使用申請及び完了検査申請については、手数料は発生しません。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|--------------|-------------------|---|--|
| 6 | 9 | 第2章 | 1 | (1)ウ (オ)e | 諸官庁等への申請 | 都市計画法に伴う手続きとして、施設全体が都市計画施設として、都計法第29条の開発は不要とし、都市計画法第60条の適合証明の申請が必要と考えてよろしいでしょうか。 | 都市計画法第29条第1項第3号に該当することから、同条の許可は不要となりますが、許可の要不要に係わらず、本市開発審査課と協議を行い、必要な手続き（必要書類の提出等）を行ってください。 なお、都市計画法施行規則第60条の適合証明書については、計画通知の際に添付の必要がある場合のみ申請してください。 |
| 7 | 10 | 第2章 | 1 | f(a) | 景観まちづくり審議会 | 景観まちづくりアドバイザーへの謝礼金の金額をご教示ください。（HP上で景観まちづくりアドバイザー要綱が確認できませんでした。） | 市ホームページの例規集にて確認可能です。謝礼金については、同要綱第2条第2号に規定する業務としての金額となります。 なお、打合せ場所については、原則アドバイザーの事務所によるものとしますが、それ以外の場所で打合せをする場合は、当該打合せ場所までの交通費についても建設事業者の費用負担となります。 |
| 8 | 10 | 第2章 | 1 | ウ-e- (n) | その他必要な申請・届出 | 今回計画建物において、省エネ適判申請は必要となると思われませんが、CASBEEの検討及び届出は必要ないと解釈してよろしいでしょうか。また届出が必要な場合、既設建物の評価が出来かねる場合等の状況により必ずしもSランク、Aランク等の認定が取れない場合もありますが、御了承頂けますでしょうか。 | CASBEEの届出の要否については、計画建築物の規模等により決定するものと考えています。なお、CASBEEに限らず、建築物を計画するにあたり、必要な申請あるいは届出は本業務で実施してください。 また、評価ランクはAランク以上を標準としますが、評価対象等の詳細も含め、事業者の提案内容、施設計画も踏まえて受注後の協議により決定します。 |
| 9 | 11 | 第2章 | 1 | (2)ア | 既設焼却棟のオーバーハングの取扱い | 既設焼却棟西側のオーバーハング部分については、建築物の外壁として取り扱わず、添付資料1の建物ラインを外壁として扱い、既設焼却棟と今回計画建物の延焼ラインを設定する各々の外壁ラインとする解釈でよろしいでしょうか。既設建物への改修が発生した場合、大きな費用が発生する可能性がある為、取扱いについてご教示をお願いします。 | 延焼の恐れのある部分を決めるにあたって、オーバーハング部分を外壁として扱うか否かについては、計画通知の提出先である本市建築指導課との協議により決定します。 なお、入札公告時に提示した図面は平成7年の竣工時のものであり、オーバーハング部分は、平成29年に改修工事を行った部分であることから、表記はされていません。 当該部分の図面は提供しますので、希望者は事務局へご連絡ください。 |
| 10 | 11 | 第2章 | 1 | (2)イ | 事業予定地・セットバック範囲 | 本件施設南側の道路のセットバック範囲についてですが、添付資料1の既設焼却棟南側出入口ではなく、添付資料16のプリント(K108)より西側と考えてよろしいでしょうか。 | 道路のセットバック範囲については、K108より西側となりますが、添付資料1の雲マークについては、K108を含む既設焼却棟南側出入口より西側は一体の工作物（擁壁）となっており、一体的な改修が必要であると考えられることから、当該範囲を明示したものです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|--------------|--------------|---|--|
| 11 | 12 | 第2章 | 1 | (2)ウ | 計画地盤高 | 洪水時の想定水深(0.5~3m)の基準は、添付資料17の今回計画での出入口付近(NO.0L3 4.595)を基準として検討しますがよろしいでしょうか。 | 前面道路及び環境事業センターの浸水深を総合的に判断し、検討してください。 |
| 12 | 12 | 第2章 | 1 | (2)オ (ウ) | 土地利用規制 | 本計画敷地は東側道路よりに準工業地域がある為、今回の計画通知でも日影検討が必要となると思われますが、直近の計画通知においても日影の検討を行っているかと思えますので、資料の開示をして頂けないでしょうか。 | 本件事業の業務で既存建物を含めた敷地全体の日影図を作成する必要がありますが、検討するにあたり、既存建物の情報等については、受注後に提供します。 |
| 13 | 13 | 第2章 | 1 | (2)キ (ウ)a | 排水施設 | 建設用地外からの接続を想定した雨水枡深については、最上流からの流入勾配を見込んだ計画でしょうか。 敷地が広大な為、最上流からの自然勾配での接続とすると、建設用地内に設置する雨水貯留浸透施設は、十分な深さ確保ができない可能性があるため、建設用地外からの接続については、加圧送水等をご検討頂く必要があることをご承知おきください。 | 最上流からの流入勾配を見込んだ計画としてください。 なお、枡の設置場所は建設用地内のみを設置することで可とします。 また、埋設深さについては、ご質問のとおり加圧送水等を検討した標準的な深さで計画してください。 |
| 14 | 13 | 第2章 | 1 | (2)キ (ウ)a | 排水施設 | 建設用地外からの流入を想定した雨水枡深への接続方法は、暗渠(パイプ類)、開渠(U型等)のどちらで検討すればよろしいでしょうか。 | 建設用地外からの雨水枡への接続は不要です。 なお、将来的に接続する枡への取り付けは暗渠(パイプ類)を想定しています。 |
| 15 | 13 | 第2章 | 1 | (2)キ (ウ)a | 排水施設 | 「雨水浸透貯留槽を設置すること。」になっておりますが、オーバーフロー水は南側既存排水管FRPMφ1200のマンホールに繋ぎ込むという認識でよろしいですか。 | お見込みのとおりですが、接続については任意となります。 |
| 16 | 19 | 第2章 | 1 | (3)シ (ア) | 排水に関する基準 | 「プラント排水は単独処理」とありますが、事業者の同種同規模の実績施設における排水原水データから、茅ヶ崎市下水道条例 排水基準を満たすと想定される限りにおいて、維持管理費低減のため、生物処理・凝集沈殿・PH調整等プロセスを含む排水処理設備は設けず、スクリーン・油水分離槽のみを設ける提案をお認め頂くことは可能でしょうか。 | 排水処理設備は、要求水準書「第2 1 (3) シ (7) 排水に関する基準」を超える水質の排水を適切に処理した後放流するものとし、排水処理設備の形式及び能力等については提案としています。 |
| 17 | 25 | 第2章 | 1 | (5)ウ (エ) | 実施設計の確定までの手順 | 「承諾した後においても～変更を指示することができる」とありますが、工場製作後、現場施工後など現品の変更ができない場合を除くという解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、事業者の責において設計変更が生じた場合はこの限りではありません。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|---------------------|-----------|--|--|
| 18 | 33 | 第2章 | 1 | (8)ウ | 保証事項 | 表2-15「粗大ごみ処理施設のごみ処理能力」について、試験方法(1)ごみ質分析③分析方法に記載の環整第95号告示の内容は粗大ごみではなく、焼却ごみに関するごみ質の種類組成分析の記載しかありません。粗大ごみのごみ質の分析は嵩比重のみを測定することによろしいでしょうか。種類組成の分析が必要な場合は、種類組成及びその試験基準値をご教示願います。 | 種類組成と嵩比重とします。(表2-15 備考欄を参照してください。)なお、具体的な実施方法は、受注者との協議により決定します。 |
| 19 | 38 | 第2章 | 2 | (4)ア (ウ) | 全体配置計画 | 施設周回道路は一車線とありますが、一般車(バイパス含む)、収集車、搬出車等の複数車線のご提案をお認め頂くことは可能でしょうか。 | 安全の確保を条件に、提案を可とします。 |
| 20 | 38 | 第2章 | 2 | (4)ア (ウ) | 全体配置計画 | 工場棟周りの車路について幅員7mを基本としますが、2期工事の仮囲いの設置時には、車路の幅員を一時的に6m程度を確保する計画をお認めいただけますでしょうか。 | 安全の確保を条件に、提案を可とします。 |
| 21 | 39 | 第2章 | 2 | (4)イ | 計量検収 | 既設計量機と新設計量機の連携は不要という解釈でよろしいでしょうか。また計量機は、2台として進入側は計量機操作ポストで誘導員が介在の上、計量手続きを行い、退出側で料金収受を行う提案をお認め頂くことは可能でしょうか。 | 既設計量機と新設計量機の連携等については、要求水準書「第2.4(2)カ(ア)j」を参照してください。また、新計量機を2台とする提案は可とします。 |
| 22 | 41 | 第2章 | 2 | (8)イ | 地震対策 | 構造設計をする上で、準拠すべき県又は市の構造設計指針等がありますでしょうか。 | 要求水準書記載以外のものは現時点ではありません。 |
| 23 | 41 | 第2章 | 2 | (8)イ (ア) b(a) | 参考とすべき基準類 | 参考とすべき基準類に「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」とありますが、計画地は津波被害が予測される場所ではないものの洪水の際に浸水が予測される範囲となっています。洪水に対して構造的に求める仕様等がありますでしょうか。 | 要求水準として構造的に求める仕様等はありませんが、必要と思われる事項は提案してください。 |
| 24 | 42 | 第2章 | 2 | (8)エ (ア) | その他の対策 | 短期的な断水における想定日数は、60頁の給水設備に7日間と記載されていますが、トイレ・シャワー等の建築設備も全て使用できる容量で計算する必要はございませんでしょうか。 | 事業者提案とします。 |
| 25 | 42 | 第2章 | 2 | (8)エ (イ) | その他の対策 | 建築電気設備としては、要求水準書に記載のある設備以外で必要となる設備はありますか。 (非常照明・非常放送・自火報受信機はバッテリー内蔵をお認めいただけますでしょうか。) | 要求水準書記載以外のものはありません。非常照明・非常放送・自火報受信機は法的に問題が無いことを前提にバッテリー内蔵を可とします |
| 26 | 42 | 第2章 | 2 | (8)エ (イ) | その他の対策 | 屋内消火栓については、担当消防課との協議により、専用受電として非常用発電機が不要となった場合は必要なしと解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、詳細は担当課も含めた受注後の協議により決定します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|--------------|--------------------|---|---|
| 27 | 43 | 第2章 | 2 | (9)ア | 塩害対策 | 「海に近い場合塩害対策を考慮すること。」とありますが、極力、電気設備を屋外に設置しないものとし、屋外へ設置する場合は、同等の立地条件で採用実績のある電気亜鉛めっき鋼板、溶融亜鉛メッキ鋼板等、耐候性に優れた材料を使用するとの解釈でよろしいでしょうか。屋内のプラント機器については対候性塗料の採用を検討することで対策とすることをお認め頂けますでしょうか。 | 屋外盤は要求水準書のとおりSUS製とします。 (要求水準書「第2 4 (1) ク (イ)」を参照してください。) 屋内設備の対策については、換気設備の対策を施すことを前提に提案とします。 |
| 28 | 44 | 第2章 | 3 | (1)ア (ク) | 歩廊、階段等 | 「使用材料は、原則、溶融亜鉛メッキ～」とありますが、屋内機械室のプラント設備に関しては湿気や腐食性雰囲気とならない範囲についてSOP仕上げとし、屋外に設置する機器（冷却塔など）の架台、点検歩廊等については屋外仕様として溶融亜鉛メッキとする解釈でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 29 | 46 | 第2章 | 3 | (2)ア (オ)d | 特記事項 | 「バイパス通路を設けること」とありますが、バイパス通路は搬出車、収集車の通行を兼用するものでもよろしいでしょうか。上記の分離が絶対条件の場合は、駐車場を事業用地外に設けることもお認め頂くことは可能でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 30 | 56 | 第2章 | 3 | イ(ア) e(d) | 破碎残渣貯留設備 特記事項 | 重量計に代えて貯留量を監視できるレベル計を設置することをお認め頂くことは可能でしょうか。 | 搬出車両への過積載防止が可能であれば、提案による代案は可とします。 |
| 31 | 59 | 第2章 | 3 | (6)ウ (エ)b | 脱臭装置 特記事項 | 臭気に対する保証値を満足する前提で、破碎部はサイクロンとバグフィルターのみとして、臭気の発生がある受入貯留設備のみ脱臭装置を通過して排気する等、ダクト系統を分ける提案をお認め頂くことは可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 32 | 60 | 第2章 | 4 | (6) | 工 排風機(オ)特記事項 d | 「風量調整方式は回転数、ダンパ併用制御とする」とありますが、粗大ごみ処理施設では、焼却施設のような風量制御はなく、試運転時の手動ダンパ調整のみとなります。つきましては、回転数、ダンパ併用制御は除外としてもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 33 | 64 | 第2章 | 4 | (1) | ア 電気設備の基本方針 (ア) | 高圧引き込みの取り合い点について、ごみ処理施設の高圧受電設備とのことですが、具体的には既設粗大ごみ処理施設への電源送り用の「粗大ごみ処理施設遮断器盤(HF-4)」と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|------------------------------|--|---|
| 34 | 64 | 第2章 | 4 | (1) | ア 電気設備の基本方針 (キ) | 「低圧配電設備は原則としてロードセンター方式とし、……」とありますが、粗大、不燃ごみ処理施設では、ロードセンターで負荷を分配する程、負荷容量、負荷数が無く、粗大、不燃ごみ処理施設でのロードセンターを採用した実績はございません。つきましては、配電設備は実績があり、初期費用、維持管理費用も考慮した変圧器盤にブレーカを設置した主幹盤としてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 64 | 第2章 | 4 | (1) | ア 電気設備の基本方針 (キ) | 「……制御はコントロールセンターによる……」とありますが、粗大ごみ処理施設では、24時間停止不可能な施設ではなく、コントロールセンターとするメリットが実績からも特にありません。また、初期費用、維持管理費用、更新時の費用が大幅に上がります。つきましては、コントロールセンターでは無く、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 36 | 64 | 第2章 | 4 | (1) | ア 電気設備の基本方針 (セ) | 「また、旧ケーブルの撤去については、既設粗大ごみ処理施設の受電設備までとするが」とありますが、旧ケーブルの種類、本数、配線ルート(始点～至点)、敷設状況(ラック敷設、埋設敷設、電線管敷設)をご教示をお願いします。 | 竣工図面を提供しますので、希望者は事務局へご連絡ください。 |
| 37 | 64 | 第2章 | 4 | (1) | ア 電気設備の基本方針 (ソ) | 「隣接するごみ焼却施設は、年に1回点検を実施(1日)するため、本件施設への電力供給が停止することになるため、必要な対応を講じるものとする。」とありますが、“必要な対応”とは運営側で実施する中央制御室の監視PCをシャットダウンする等、停電に向けた準備との解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 38 | 65 | 第2章 | 4 | (1) | エ 高圧配電設備 (ア) d (d)進相コンデンサ主幹盤 | 『進相コンデンサ主幹盤』との記載がありますが、電気室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用も考慮し、P.66(ウ)項の『進相コンデンサ盤』の開閉器を引き出し型コンビネーションスタータとし、『進相コンデンサ主幹盤』を『進相コンデンサ盤』へ集約してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 39 | 66 | 第2章 | 4 | (1) | エ 高圧配電設備 (ウ) e 特記事項 (b) | 「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること」とありますが、実績から大容量機器を短い間隔でON、OFFする可能性があり、大容量機器のON、OFFとほぼ同期してコンデンサも短い間隔でON、OFFするためコンデンサの寿命に影響する可能性があります。つきましては、個別ではなく、一括でのコンデンサの設置をお認めいただけないでしょうか。 | お見込みのとおりです。(エ 高圧配電設備 (ウ) e 特記事項 (b)に記載のとおり、必要に応じて計画してください。) |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--|---|------------------------------------|
| 40 | 66 | 第2章 | 4 | (1) | エ 高圧配電設備 (エ) 変圧器盤 | 変圧器を収納する『(エ)変圧器盤』との記載がありますが、当社の殆どの納入案件で実績があり、電気室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用も考慮した次項オの『低圧主幹盤』に集約してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 41 | 66 | 第2章 | 4 | (1) | エ 高圧配電設備 (エ) 変圧器盤 d (b) プラント共通 動力用変圧器 | 『プラント共通動力用変圧器(プラント動力盤と共通でも可)』とありますが、前項(a)に記載の『プラント動力用変圧器』と共通でも可との解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 42 | 67 | 第2章 | 4 | (1) | オ 低圧配電設備 | 『低圧動力主幹盤(プラント・建築)、照明主幹盤』とありますが、当社の殆どの納入案件で実績があり、電気室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用も考慮し前頁の『(エ)変圧器盤』の変圧器をこれらの各主幹盤へ収納し、変圧器盤を各主幹盤に集約してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 43 | 67 | 第2章 | 4 | (1) | オ 低圧配電設備 (ア) 低圧動力主幹盤 e 特記事項(a) | 「……最新のインテリジェント機器…」とありますが、インテリジェント機器とは、デジタルマルチメータ、CC-Linkユニット等のリモートI/Oユニットとの解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 44 | 67 | 第2章 | 4 | (1) | オ 低圧配電設備 (ア) 低圧動力主幹盤 e 特記事項(b) | 『機能分散制御方式を基本に置いて……』とありますが、低圧配電設備では特に制御はございません。つきましては、機能分散制御方式については除外と考えてよろしいでしょうか。尚、低圧配電設備は電気室に配置致します。 | 中央制御室では監視のみで操作しないのであれば、お見込みのとおりです。 |
| 45 | 68 | 第2章 | 4 | (1) | オ 低圧配電設備 (イ) 照明主幹盤 e 特記事項(a) | 「……最新のインテリジェント機器…」とありますが、インテリジェント機器とは、デジタルマルチメータ、CC-Linkユニット等のリモートI/Oユニットとの解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 46 | 68 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 | 「……制御はコントロールセンターによる……」とありますが、粗大ごみ処理施設では、24時間停止不可能な施設ではなく、コントロールセンターとするメリットが実績からも特にありません。また、初期費用、維持管理費用、更新時の費用が大幅に上がります。つきましては、コントロールセンターでは無く、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----------------------------|--|---|
| 47 | 68 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (ウ) c 主要機器 | a項では「型式 鋼板製垂直自立閉鎖形」(自立閉鎖電磁集合盤)と記載されており、c項では「主要機器(収納機器1ユニットにつき)」(コントロールセンター)と記載があります。上記質問の理由のため、自立閉鎖型電磁集合盤をお認めいただけないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 48 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (ウ) d 特記事項 (a) | 『プラント用動力、共通動力、建築動力、保安動力……適切なブロックに分けること。』とありますが、この記載の区分は一例であって必ずしも記載通りの区分としなくても、よろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (ウ) d 特記事項 (c) | 『主回路断路部は、……完全自動連結を行い、引出し操作を容易にすること。』とありますが、上記の質問で、自立閉鎖型電磁集合盤をお認めいただく場合は、本項は除外と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (エ) c 主要項目 (a) | 粗大ごみ処理施設で使用するバグフィルタでは、逆洗用エアパルスの制御用基板を納めた壁掛け盤を使用しますが、『ろ過式集塵器制御盤』は、この壁掛け盤との解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 51 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (オ) c 主要機器 (a) | 現場操作盤の電流計については、全ての現場操作盤ではなく、必要に応じて設置するものという解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 52 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (オ) d 特記事項 (a) | 「…インタロック機構を設けること。」との記載がありますが、インタロック機構とは、現場操作盤に中央一現場切替スイッチを設置し、切替スイッチの選択方向のみ操作可能とするインタロックとの解釈でよろしいでしょうか。 | 誤作動防止を含めたインターロックを含みます。 |
| 53 | 69 | 第2章 | 4 | (1) | カ 動力設備 (オ) d 特記事項 (d) | 「停止スイッチはオフロック付とすること」との記載がありますが、停止スイッチのオフロックは、動力回路は遮断されず制御回路のみの出力遮断となり、万が一、制御回路が誤作動した場合、安全性が確保されないため、弊社ではオフロック付を採用しないよう社内仕様で決めております。(メンテナンス時は、ブレーカの遮断より電源を遮断し安全確保をして、メンテナンスを実施する考えです。)つきましては、安全性確保のためにも、オフロック付の採用は取り止めていただけないでしょうか。 | 点検時等に誤作動させないオフロックで動作することがない回路を構築してください。 |
| 54 | 70 | 第2章 | 4 | (1) | キ 非常用電源設備 (ア) a 形式 | 『鋼板製垂直自立閉鎖形』とありますが、初期費用、維持管理費用、更新費用の大幅な増加を考慮し、鋼板製垂直自立閉鎖形(製作品)ではなく汎用ミニUPSとしてもよろしいでしょうか。(入力AC100V, 出力AC100V) | お見込みのとおりですが、詳細の仕様は受注後の協議により決定します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| 55 | 70 | 第2章 | 4 | (1) | キ 非常用電源設備 (ア) c 主要項目 (a) | 容量について、『必要負荷の30分以上』との記載がありますが、計量機については30分の電源確保は有用と考えられますが、プラントについては停電時、動力電源が無いため停止し、特に取得するデータも無いため、中央監視用PCを安全にシャットダウンするためだけの電源で差し支えないと考えられます。つきましては、容量について、計量機用は30分以上を確保致しますが、プラントについては、30分間ではなく、安全にシャットダウンをするためだけの電源を確保した容量としてもよろしいでしょうか。 | 消防負荷が法規通りに確保できればお見込みのとおりです。 |
| 56 | 70 | 第2章 | 4 | (1) | キ 非常用電源設備 (ア) c 主要項目 (b) | 質問番号54の質疑における汎用ミニUPSでは蓄電池の仕様は標準となっておりますので、蓄電池の仕様を指定できません。汎用ミニUPSをお認めいただける場合は、蓄電池の仕様は汎用ミニUPSの標準仕様としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 57 | 70 | 第2章 | 4 | (1) | キ 非常用電源設備 (ア) e 特記事項 (a) | 負荷の種類について、『計装分散制御システム』との記載がありますが、コンピュータシステムとして、PLC+SCADAを採用する場合は、PLC+SCADA用PCが『計装分散制御システム』に該当するとのものとの解釈でよろしいでしょうか。また、上記、質疑と重複いたしますが、本項の停電補償については、SCADA用PCである中央監視用PCを安全にシャットダウンするための電源としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 58 | 70 | 第2章 | 4 | (1) | キ 非常用電源設備 (ア) e 特記事項 (a) | 負荷の種類について、『シーケンス制御回路』との記載がありますが、質問番号55で記載致しました通り、プラントが停止するため、シーケンス制御回路の停電補償は特に有用ではないと考えられます。つきましては、本項における『シーケンス制御回路』は除外と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 59 | 72 | 第2章 | 4 | (2) | ア 基本方針(イ) | 「なお、本システムの重要部分は二重化構成の採用により、…」とありますが、本システムとはSCADA用パソコンであり、二重化構成とは運転監視用パソコンのハードディスクの二重化(RAID1)との解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 60 | 74 | 第2章 | 4 | (2) | ウ 計装機器(ウ) a | 表2-16 カメラ設置場所リストの備考欄に「回転雲台付」と記載がありますが、旋回速度が速いドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|----------------------------------|---|--|
| 61 | 74 | 第2章 | 4 | (2) | ウ 計装機器(ウ) a | 表2-16 カメラ設置場所リストの備考欄に「ワイパ付」との記載がありますが、ドーム型カメラの採用をお認めいただいた場合、ワイパ仕様ではなくドームカバーの親水コーティング仕様を採用してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 62 | 74 | 第2章 | 4 | (2) | ウ 計装機器(ウ) a | 表2-16 カメラ設置場所リスト K行の敷地境界カメラについて、照明付とありますが、カメラ用の照明ではなく外灯を代用する案も選択肢としてお認めいただけますでしょうか。 | 画像判別できる明るさであれば可とします。 |
| 63 | 74 | 第2章 | 4 | (2) | ウ 計装機器(ウ) b | 表2-17 モニタ設置場所リストにて、中央制御室設置のモニタが「25インチ 7台、60インチ 1台」となっておりますが、中央制御室に設置のモニタは運用面を考慮して、55インチモニタ2台、もしくは3台の設置としてもよろしいでしょうか。(粗大ごみ処理施設では納入実績、運営面からも、55インチモニタ2台もしくは3台が、適切なモニタサイズ、数量と考えます。) | 可としますが、施設見学者にも配慮した台数、画面分割(サイズ、分割数)、配置等を計画してください。 |
| 64 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | ウ 計装機器(ウ) b | 表2-17において、設置場所に「ごみ焼却施設(中央制御室)」との記載がありますが、ごみ焼却施設内の中央制御室までの配線ルートは確保されていると考えてよろしいでしょうか。確保されている場合はルート図、確保されていない場合は配線ルートを計画するため、ごみ焼却施設内の電気配線配置図のご提示をお願い致します。また、ごみ焼却施設内(中央制御室)の電気設備配置図のご提示をお願い致します。 | ルートは事業者にて計画してください。対象図面を提供しますので、希望者は事務局へご連絡ください。 |
| 65 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | エ 中央制御装置 (ア)中央監視盤 | 「プロセスコントロールステーション」とは、SCADA用PCとの解釈でよろしいでしょうか。 | No.57の回答及びp.72(2)計装設備 ア基本方針(イ)の記載を参照してください。 |
| 66 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | エ 中央制御装置 (エ)建築設備関係運転制御装置 | 「建築設備機器の発停制御その他を中央制御で行うこと」との記載がありますが、中央制御室に一括で操作できるスイッチを設けるとの解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 67 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | オ データ処理装置 (ア)データログ | 中央操作室のコンパクト化、初期費用、維持管理費用、操作性を考慮し、本項の(ア)データログを前項(イ)のオペレータコンソールに統合してもよろしいでしょうか | お見込みのとおりです。 |
| 68 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | オ データ処理装置 (イ)事務室用データ処理端末 a | 「搬入量・搬出量等」とありますが、搬入量・搬出量等の計量データは計量機のデータ処理装置のみで完結させることをお認め頂くことは可能でしょうか。もしくは、事務室用へ別途、計量機用パソコンを設置し、同パソコンによる帳票作成を可能とする提案はお認めいただけますでしょうか。 | 運転データと計量データを切り離して作成することは可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|--------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|
| 69 | 75 | 第2章 | 4 | (2) | オ データ処理装置 (イ)事務室用データ処理端末 c | 「運転データは、汎用LANを介して…」との記載がありますが、「汎用LAN」とは、汎用のLANケーブルとの解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 70 | 76 | 第2章 | 4 | (2) | カ ローカル制御装置 (ア)計量機データ処理装置 f | 「中央制御室に設置するデータ処理装置に～日報・月報・年報が作成できるようにする」とありますが、計量データの日報・月報・年報の帳票作成機能は計量機のみで完結させることをお認め頂くことは可能でしょうか。もしくは、中央制御室へ別途、計量機用パソコンを設置し、同パソコンによる帳票作成を可能とする提案はお認めいただけますでしょうか。 | 運転データと計量データを切り離して作成することは可とします。 |
| 71 | 76 | 第2章 | 4 | (2) | キ 計装用空気圧縮機 | 計装用空気圧縮機とありますが、計装用エア(オイルフリー)が必要な機器がない場合は、必要に応じて設置という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 72 | 77 | 第2章 | 5 | (1)ア (7)h | 門扉・囲障整備 | 敷地南西角及び道路後退部分以外で改修箇所はありますでしょうか。 | 改修範囲は添付資料1のとおりです。 |
| 73 | 79 | 第2章 | 5 | (2)ア (8)f | 便所 | (a)の車いす利用者及び(b)の高齢者、障害者対応の便所を兼用及び男女兼用とした、多目的便所を1以上確保すると解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 74 | 81 | 第2章 | 5 | 表2-19 | 平面計画 | 管理部の玄関ホールに「下足箱」とありますが、79頁(施設見学者)(7)に見学通路は下足とするとありますので、下駄箱は不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、要求水準書では下足箱は求めています(記載無し)。 |
| 75 | 83 | 第2章 | 5 | (2)カ (I)e | 建具 | 臭気のある室内への扉はエアタイト構造とするとありますが、運用上完全なエアタイトとするとグレモンハンドルや沓摺形状等使い勝手に支障が出る為、ゴムパッキンによる気密性を高め、通常のレバーハンドル等を採用したセミエアタイト仕様も可としてよろしいでしょうか。 | 臭気漏れ等の影響が無いことを前提に可とします。 |
| 76 | 83 | 第2章 | 5 | (2)キ | 仕上計画 | 表2-20電気室についてケーブルピットとありますが、床全体をフリーアクセスフロアとすることでケーブルピットを不要とする提案も可能でしょうか。 | 可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|---------------------|-------------|---|---|
| 77 | 87 | 第2 | 5 | (3)ア.c | (c)土壌汚染対策法 | 「土壌汚染対策法未解除区域における掘削が伴う施工場所に土壌汚染対策法に基づく調査を行った上」とごさいまので、同一敷地内での過去に行った報告書をお借りする事は可能でしょうか。 また、調査は神奈川県条例と認定調査が該当しますでしょうか。 | 対象報告書を提供しますので、希望者は事務局へご連絡ください。 また、調査にあたっては、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の関係法令等に準拠して実施してください。 |
| 78 | 88 | 第2章 | 5 | (3)ア (イ) e(b) | 門扉工事 | 新設出入口の門扉について鋼製とありますが、運用上の軽量化に考慮してアルミ製でもよろしいでしょうか。また、降雪時に対応するためノンレール式としてもよろしいでしょうか。 | 可としますが、構造的な観点も含め総合的な判断が必要と考えます。 |
| 79 | 88 | 第2章 | 5 | (3)ア.g | (2)建設用地南側道路 | 建設用地南側道路について「道路全幅の本復旧を行うこと」となっておりますが、現状の舗装構成を舗装構成がわかる資料をいただけますでしょうか。 また、「道路全幅の舗装本復旧」はセットバック部分及び上下水道及びガス等の掘削部及びその影響範囲以外の部分については、切削による表層の打ち換えでよろしいでしょうか。 | 当該道路の舗装構成は、本市道路管理課窓口でのみ確認可能ですが、表層から順に密粒度：5cm、粗粒度：5cm、安定処理：10cm、RM-40：30cmとなります。 セットバック部分以外の部分、上下水道・ガス等の掘削部分以外の部分、セットバック部分及び掘削部分の影響範囲以外の部分の舗装の打ち換えについては、安定処理まで必要となりますが、道路管理者との協議により最終決定します。 |
| 80 | 90 | 第2章 | 5 | (5)ウ (イ)a | 電話設備工事 | 必要な回線数は事業者の提案とし、市職員事務室に外線は不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 81 | 90 | 第2章 | 5 | (5)ウ (イ)a | 電話設備工事 | 非常放送兼用とありますが、今回計画施設は消防法上、作業場・工場扱いた、収容人員も300人未満となる為、義務設置とはならないと考えますが、業務放送が可能であれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。 | 可としますが、非常時に対応可能な設備（非常放送時に、ベル鳴動中でも放送が聞きやすいようにベル鳴動を一時停止するベルカットなど）も適切に設けるものとしてください。 (拡声設備工事に関する質問との解釈) |
| 82 | 91 | 第2章 | 5 | (5)ウ (ウ)d | 拡声放送設備工事 | 「プラットホームにはローカル放送設備を設ける」とありますが、施設全体用放送設備のリモートマイクをプラットホーム監視室にも設置するという解釈でよろしいでしょうか。 | プラットホーム専用の放送ができるものであれば可とします。 |
| 83 | 91 | 第2章 | 5 | (5)ウ (ウ)d | 拡声放送設備工事 | 会議室のローカル放送は、ワゴンアンプ・プロジェクター・スピーカーでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、アンプの電源はカトリレ付きとしてください。 |
| 84 | 91 | 第2章 | 5 | (5)ウ (ウ)d | 拡声放送設備工事 | プラットホームのローカル放送は、呼出アンプ・呼出マイク・スピーカーでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、アンプの電源はカトリレ付きとしてください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|-------------|----------------|--|--|
| 85 | 91 | 第2章 | 5 | (5)ウ (キ) | 防犯警備設備 | 入口部分に電気錠を設置するとの考えでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 なお、仕様については受注者との協議により決定します。 |
| 86 | 91 | 第2章 | 5 | (5)ウ (コ) | その他 | 「必要に応じて予備配管を設ける」とありますが、情報用配管も含まれると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 87 | 93 | 第3章 | 1 | (2) | イ(イ)電力 | 電力は環境事業センターごみ焼却施設より供給を受けるとありますが、焼却施設が工事・修繕等で停止して焼却での発電が行えない場合でも、貴市ご負担で電力を供給いただける理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、要求水準書「第2 4 (1) ア(セ)」に記載する全炉停止による年1回の点検による停電時は、事業者にて仮設電源の確保等も含めた対応を計画してください。 なお、過去の実績では全炉停止による年1回の点検は休日に実施しています。 |
| 88 | 93 | 第3章 | 1 | (2) | イ(イ)電力 | 運転計画を立てる中で、貴市ごみ処理施設との連携が重要と考えます。直近3か年分のごみ焼却施設の停止期間の実績・計画をご教示願います。 | 資料を提供しますので、希望者は事務局へご連絡ください。 |
| 89 | 97 | 第3章 | 1 | (2) | ソ 地元雇用や地元企業の活用 | 運営・維持管理業務の実施あたり、地元企業の活用として、構成員が受託した業務の一部を市内の事業者にも再委託することを検討しておりますが、お認めいただけると理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 90 | 98 | 第3章 | 1 | (5) | ア 車両 | 「車両を購入する場合は運営事業者の所有とする。」とありますが、地元企業活用及び不慮の事故発生時の即応性を発揮するため、運営事業に従事する企業の所有もお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 91 | 98 | 第3章 | 1 | (6) | ア 運営期間終了時の機能検査 | 「運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を実施する」とありますが、検査内容は精密機能検査と同等でよろしいでしょうか。また、想定実施時期をご教示ください。 | お見込みのとおりです。 実施時期は、運営期間の最終年度を想定しています。 |
| 92 | 101 | 第3章 | 2 | (4) | (イ) 施設警備・防犯 | 夜間、休日は施設は無人となりますが、来訪者対応とは看板設置等との理解でよろしいでしょうか。 | 施設が無人であることが分かるように必要な対応が想定されます。 |
| 93 | 102 | 第3章 | 3 | (2) | (イ) 運転条件 | 日曜に搬入する回数は各イベントの合計で年2回程度との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 94 | 102 | 第3章 | 3 | (3) | ウ(ア)料金徴収 | 直接搬入車より「市が定める料金を市が定める方法で市に変わり徴収しなければならない。」とありますが、市が定める徴収方法をご教示ください。 | 現金による徴収を想定しています。 その他(電子マネー等)の対応の提案も可としますが、提案を受けて受注者との協議により決定します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-------|-----|-----|--------------|--|--|
| 95 | 104 | 第3章 | 3 | (8) | 災害発生時等の協力 | 「要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況（「神奈川県湘南地域県政統合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書に基づく協定市町等から援助要請があった場合」も含む）に対して、その処理を市が実施しようとする場合、運営事業者その処理に協力しなければならない」とありますが、①処理にあたり、「第2章 1総則 (3)」(p.17)に示す受付時間外での定常的な受付が必要な場合、②本事業施設以外の設備等が必要となる場合、③人件費が増加する場合については、協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 96 | 107 | 第3章 | 4 | (3) | 施設の機能維持 | 運営期間中のごみ搬入量及び性状の変動により、基本性能どおりの運転ができなくなった場合に係るリスクは貴市にご負担いただける理解でよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。 |
| 97 | 108 | 第3章 | 4 | (5) | (オ) 点検・検査の実施 | 貴市が臨時の点検・検査を指示することが想定されるのはどのような事象でしょうか。また、明らかにその点検・検査を行う必要がない場合、貴市と協議の上、点検・検査を行わないことも想定されるのでしょうか。 | 異常や故障が想定される場合、臨時の点検・検査を指示する場合があります。協議により点検・検査を行う必要がないことを市に説明し、市が不要であると判断した場合は不要とします。 |
| 98 | | 添付資料5 | | | 単線結線図(標準案) | 既設粗大ごみ処理施設と新設粗大ごみ処理施設の高圧配線に「切替」との記載がありますが、既にVCB等を収納した予備の電源フィーダ盤があり、そこでの切替と考えてよろしいでしょうか。 | 現在使用中のVCBから試運転終了後に切り替えることとなります。 |
| 99 | | 添付資料5 | | | 単線結線図(標準案) | 「電源切替後は、本件施設にて全量処理を行う」との記載がありますが、全量処理可能になるまでの試運転期間中の電源については、予備の電源を供給いただけると考えてよろしいでしょうか。 | 現在使用中のVCBから試運転終了後に切り替えることとなりますので、試運転時は仮設電源を用意してください。 |
| 100 | | 添付資料5 | | | 単線結線図(標準案) | 電源フィーダとして、プラント動力、建築一般動力、建築一般照明の他にプラント保安動力、建築保安動力、建築保安照明の記載がありますが、非常用発電機の設置がないため、この保安電源の3フィーダは除外と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

3. 基本協定書（案）に対する質問への回答

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|---|-----|---|--------|---|--------------|
| 1 | 1 | 2 | 1 | | 当事者の義務 | 「入札説明書等及び落札者提出の提案書」には、入札説明書等に関する質問回答書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 3 | 4 | 3 | | 違約金の適用 | 建設工事請負契約第55条の2第1項の規定又は運営維持管理業務委託契約第76条第1項においても同様の違約金規定がございます。本項及び第4項は、第8条第2項により、有効期間終了後も適用されることから、契約上重畳的に適用される解釈も可能ですがそれですと二重処罰の禁止に該当し不合理ですので、発注者が建設工事請負契約第55条の2第1項の規定又は運営維持管理業務委託契約第76条第1項により違約金及び損害賠償の支払いを請求するときは、本条の規定による違約金を重ねて請求することはないとの理解でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 3 | 4 | 3,4 | | 特定事業契約 | 入札説明書第3. 1 (6)によれば落札者決定までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、構成企業の変更が認められる余地がありますので、基本協定書第4条3項、4項も、特段の事情があると市が認めた場合は構成企業の変更が認められる余地があると理解してよろしいでしょうか。 | 入札説明書のとおりです。 |

4. 建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|------|-------|---|----|---|--|---|
| 1 | 3 | 3条の2 | 2 | 1 | 本設計 | 受注者は、全体工程表に定められた実施設計図書の提出期限までに実施設計図書を作成・提出し、発注者の承諾を受けるものとされています。22条1項は、履行期間内に本工事を完成することができない場合の履行期間の延長変更請求について規定していますが、上記提出期限までに実施設計図書を提出できない場合に、提出期限の変更等は可能でしょうか。また、その場合、提出期限を変更するためにどのような手続きが想定されているのかご教示ください。 | 建設工事請負契約書（案）第3条の2第3項の規定に基づき受注者と協議を行います。 |
| 2 | 9-10 | 13-15 | | | 工事材料の品質及び検査など、監督員の立会い及び工事記録の整備等、支給材料及び貸与品 | 13条乃至15条に設計図書にかかる規定がありますが（13条1項及び2項、14条1項乃至3項、15条2項及び9項）、これらはいずれも「設計図書」のうち（実施設計図書ではなく）「要求水準書等」を指しているという理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）第1条第2項第4号のとおりとします。 |
| 3 | 23 | 48 | | 13 | 発注者の催告によらない解除権 | 発注者は、基本契約に基づき「特定事業契約」が解除されたとき、直ちに本建設工事請負契約を解除できると規定されていますが、本号は、基本契約又は運営・維持管理業務委託契約が解除されたときという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 26 | 54条の2 | 1 | | 不可抗力又は法令変更による解除 | 本条は、不可抗力又は法令変更の場合の発注者による解除のみを規定していますが、運営・維持管理業務委託契約では両当事者による契約解除が認められており、また、入札説明書25頁では、当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、事業継続の協議が整わないときは事業者も特定事業契約を解除することができるかと規定しております。一定の場合には受注者にも建設工事請負契約の解除をお認めいただきますようお願いいたします。 | 建設工事請負契約書（案）のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|---------------|---|---|-------------------|--|--|
| 5 | 26 | 48, 55, 55条の2 | | | 談合等不正行為があった場合の違約金 | 55条2項1号は解除に係る違約金、55条の2は談合等不正行為に対する違約金を定めているところ、基本契約8条3項に定める独禁法違反により基本契約又は運営・維持管理業務委託契約が解除された場合は本建設工事請負契約の解除事由にあたり（48条13号）、上記事由により工事目的物の完成前に本建設工事請負契約が解除された場合、受注者は契約金額の10分の1以上の額を違約金として支払うとされています（55条2項1号）。他方、談合等不正行為のうち独禁法違反があった場合（違反事由は、基本契約8条3項とほぼ同一です。）、本建設工事請負契約の解除の有無にかかわらず、受注者は契約金額の10分の1の額を違約金として支払うとされており（55条の2）、独禁法違反により本建設工事請負契約が解除された場合の違約金については、55条2項1号・55条の2に重複して該当する可能性があるように思われますが、55条の2は、独禁法違反により本建設工事請負契約が解除されない場合の違約金という整理でしょうか。 | 55条2項1号は解除に係る違約金、55条の2は談合等不正行為に対する違約金です。 |
| 6 | 29 | 61 | 4 | | 情報公開措置 | 運営契約第9条第4項の但し書きを本規定にも追加頂きたく存じます。 「ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受託者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受託者の事前の書面による承諾を得るものとする。」 | 建設工事請負契約書（案）のとおりとします。 なお、公表に際しては協議等は行います。 |

5. 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問への回答

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|----|------|----|--------------------|--|--|
| 1 | 11 | 39 | 1 | | 性能未達期間中に生じる費用の負担 | 発注者は、代替処理を委託することによって生じた費用等及び受託者に生じた損害を合理的な範囲で負担するとされていますが、発注者の責めに帰すべき事由により本件施設の運転停止や基本性能の不充足等の事態が生じる場合ですので、本項に記載する費用及び損害については、全額の負担をお願いいたします（本契約の他の規定には「合理的な範囲で」損害・費用を負担するという限定は入っておりません）。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりとします。 |
| 2 | 11 | 39 | 1 | | 性能未達期間中に生じる費用の負担 | 受託者の帰責性の割合に相当する部分については、受託者の負担とするとありますが、かかる帰責性の割合を具体的にどのように決めるのか、お考えをご教示ください。 | 具体の事象により協議の上、判断します。 |
| 3 | 13 | 46 | 1, 2 | | 本件施設の改良保全 | 「発注者及び受託者」は新技術等の導入について検討し、本件施設の改良保全提案を行うものとし、その検討に係る費用は受託者が負担するものとされています。発注者による新技術等の検討に係る費用は、受注者の関知しないところであり、発注者による検討については発注者の費用負担をお願いいたします。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）第46条第2項のとおり、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については発注者が負担します。 |
| 4 | 16 | 56 | 2 | | 運営・維持管理業務委託料の減額等 | 第2項第2文に関し、受託者が発注者に遅延損害金を支払う義務があるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 19 | 65 | | 15 | 発注者の催告によらない解除権 | 発注者は、基本契約に基づき「特定事業契約」が解除されたとき、直ちに本運営・維持管理業務委託契約を解除できると規定されていますが、本号は、基本契約又は建設工事請負契約が解除されたときという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 20 | 69 | 1 | | 発注者による一部解除権 | 本運営・維持管理業務委託契約の一部の解除について、具体的に本契約のどの部分の解除が想定されるか、お考えをご教示ください。 | 現時点において、特段想定する事項はありません。 |
| 7 | 23 | 76 | 1 | | 談合等不正行為があった場合の違約金等 | 76条1項但書は「契約の性質上賠償金を請求することが適当でない」と認める場合」と記載していますが、本運営・維持管理業務委託契約の話であり、契約の性質はわかっているように思われます。この点、どのような場合に「契約の性質上賠償金を請求することが適当でない」のか、お考えをご教示ください。 | 発生している事象によっても異なりますので、事象によって判断します。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|---|--------------------|--|--|
| 8 | 23 | 76 | 1 | | 談合等不正行為があった場合の違約金等 | 75条2項1号は解除に係る違約金、76条1項は談合等不正行為に対する違約金を定めているところ、基本契約8条3項に定める独禁法違反により基本契約又は建設工事請負契約が解除された場合は本運営・維持管理業務委託契約の解除事由にあたり（65条15号）、上記事由により本運営・維持管理業務委託契約が解除された場合、受託者は違約金を支払うとされています（75条2項1号）。他方、談合等不正行為のうち独禁法違反があった場合（違反事由は、基本契約8条3項とほぼ同一です）、「運営・維持管理業務委託契約を解除するか否かを問わず」受託者は契約金額の100分の10の額を違約金として支払うとされており（76条1項）、独禁法違反により本運営・維持管理業務委託契約が解除された場合の違約金については、75条2項1号・76条1項に重複して該当する可能性があるように思われますが、独禁法違反により本運営・維持管理業務委託契約が解除された場合について、75条2項1号、76条1項のいずれに基づき違約金を支払うことになるのかご確認をお願いいたします。 | 75条2項1号は解除に係る違約金、76条1項は談合等不正行為に対する違約金です。 |